

令和5年度 習志野市住宅用設備等脱炭素化 促進事業補助金のご案内

令和5年度 初版

習志野市では、家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強制化を図るため、
住宅用設備などを設置した人に対し、設置費の一部を補助します。



<問合せ先>

習志野市役所 都市環境部 環境政策課

〒275-8601

習志野市鷺沼2丁目1番1号 市庁舎4階

電話番号：047-453-9291（直通）

1. 補助対象設備・補助金額

補助対象設備	補助金額	詳細
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	習志野市営ガスを使用：上限30万円 その他のガスを使用 停電時自立運転機能あり：上限10万円	P 5
定置用リチウムイオン 蓄電システム	※住宅用太陽光発電設備の併設が条件 上限7万円	P 7
窓の断熱改修	※既存の住宅のみ対象 補助対象経費の4分の1、上限8万円	P 10
太陽熱利用システム	上限5万円	P 13
電気自動車	住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設 ：上限15万円 住宅用太陽光発電設備を併設：上限10万円	P 15
プラグインハイブリッド 自動車	住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設 ：上限15万円 住宅用太陽光発電設備を併設：上限10万円	P 17
V2H充放電設備 (電気自動車やプラグイン ハイブリッド自動車と住宅 の間で相互に電気を供給で きる設備)	※住宅用太陽光発電設備の併設、電気自動車 の導入が条件 補助対象経費の10分の1、上限25万円	P 19
集合住宅用充電設備	※国の補助金の交付を受けていることが条件 住民のみ充電設備を利用可能な場合 国が実施する補助金の補助金額の3分の1 上限50万円 住民以外も充電設備を利用可能な場合 国が実施する補助金の補助金額の3分の2 上限100万円	P 21

・補助対象設備は、申請者が所有する未使用品に限ります。

・リース契約については、補助対象外です。

なお、併設する設備についてはリース契約でも構いません。

<併設設備の例>

定置用リチウムイオン蓄電システムに併設する太陽光発電設備

電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の補助要件としての太陽光発電設備

V2H充放電設備の補助要件としての電気自動車（自家用）

・令和5年4月1日以降に設置工事を開始し、完了していることが条件です。

・補助対象経費（税抜で、他の補助金交付を受けている場合は、その額を差し引いた額）が
補助金額の上限額未満の場合は、補助対象経費を上限とし、1,000円未満の端数は切り捨て
れます。

2. 申請期間

補助対象設備により、申請期間が異なりますのでご注意ください。

補助対象設備	申請期間
下記以外のすべての補助対象設備	令和5年7月 3日（月）から 令和6年2月29日（木） まで
<u>習志野市営ガスを使用する</u> 家庭用燃料電池システム（エネファーム）	令和5年7月 3日（月）から 令和6年3月15日（金） まで

- 申請受付は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く、午前8時30分から午後5時までとします。
- 申請受付は先着順とし、予算額に達した場合は、申請期間内であっても受付を終了します。その場合は、すでに補助対象設備を設置済みで必要書類がそろっていても受付できませんので、ご了承ください。
- 先着順とは、来庁順ではありません。正式に受付が完了した順となりますので、ご注意ください。提出書類に不備などがある場合は、すべてそろってからの受付とします。

3. 申請

補助対象設備の設置後に提出書類をすべてそろえ、市庁舎4階環境政策課へ持参してください。
郵送による申請はできません。

提出書類は、補助対象設備ごとに異なります。各補助対象設備のページを参照してください。

[注意事項]

- ・申請書の日付は空欄で提出してください。提出書類の内容を確認後の日付を入れます。
- ・提出書類に不備などがある場合は、受付できません。
- ・修正液などや筆跡を消すことのできる筆記用具は使用できません。

4. 交付決定

申請の内容を審査し、交付の可否については、『補助金等交付決定通知書（習志野市補助金等交付規則第2号様式）』により、申請者宛に通知します。

5. 請求

お手元に決定通知書が届きましたら、その日から起算して30日以内または令和6年3月15日（習志野市営ガスを使用する家庭用燃料電池システム（エネファーム）にあっては令和6年3月31日）のいずれか早い日までに『習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（第3号様式）』を提出してください。

請求書を申請時に提出する場合は、日付は空欄で提出してください。

[注意事項]

- ・請求書中の金額欄については、訂正（訂正印含む。）はできません。書き損じた場合は、書き直してください。
- ・修正液などや筆跡を消すことのできる筆記用具は使用できません。

6. 受領

請求書にて指定された振込先口座に補助金をお振込みします。お振込みが完了した旨の通知はしませんので、通帳記帳などでご確認ください。

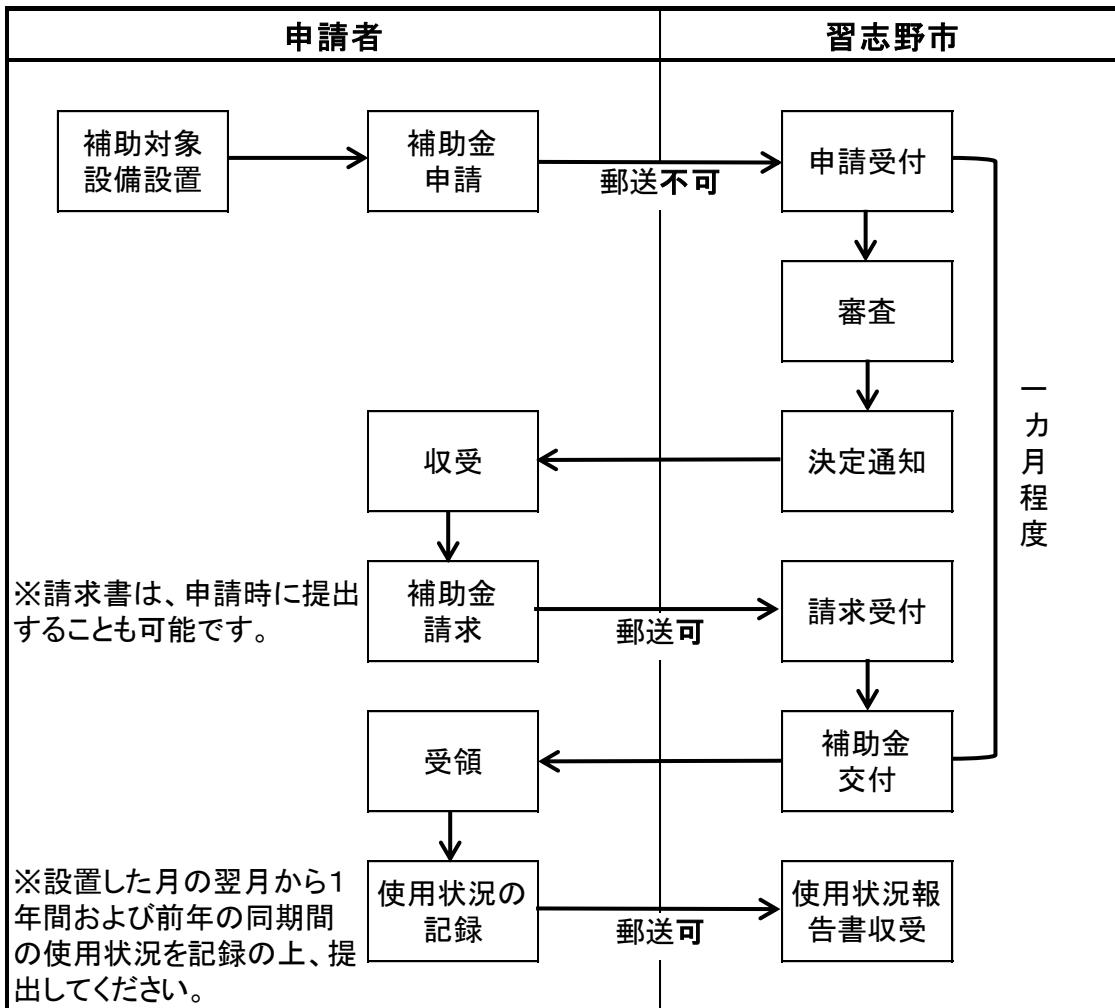
7. 使用状況の報告

補助対象設備が家庭用燃料電池システム（エネファーム）・定置用リチウムイオン蓄電システムの補助金の交付を受けた人は、設置後（設置した月の翌月から1年間）および設置前（前年の同期間）の使用状況を『習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助対象設備使用状況報告書（第4号様式）』に記録し、必ず提出してください。

※決定通知書に様式を同封しますので、速やかに設置前の使用状況の記録を完了してください。

その後、設置後の記録が完了しましたら、環境政策課に提出してください（郵送可）。

8. 手続きの流れ



9. 規則および要綱

本補助金に関する事項は次の規則・要綱に定められています。

これらに違反した場合は、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることがありますので、ご注意ください。

(1) 習志野市補助金交付規則

(2) 習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱

10. 補助対象設備

10-1 家庭用燃料電池システム(エネファーム)

■要件

燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPGガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること（※習志野市営ガス以外のガスを使用する場合は、停電時自立運転機能があること。）。

■設置する住宅の要件

次のいずれかに該当していること。

- ① 自らが所有し居住する、市内に所在する住宅
- ② 第三者が所有し自らが居住する、市内に所在する住宅
- ③ 自らの居住用に、市内に新築する住宅
- ④ 自らの居住用に取得する市内に所在する住宅で、住宅を販売する事業者などにより設備があらかじめ設置されたもの

■補助対象者 申請日において、次のすべてに該当する人

- (1) 補助対象設備設置住宅に居住し、かつ、住民基本台帳法に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている人
- (2) 市町村民税（特別区民税を含む。）を滞納していない人
- (3) 補助対象設備の設置費を負担し、設備を所有する者（所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合を含む。）
- (4) 補助対象設備設置住宅を第三者が所有している場合は、すべての所有者から補助事業の実施について同意を得ている人
- (5) 補助対象設備を設置する住宅において、家庭用燃料電池システム（エネファーム）に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する人が過去に習志野市から補助を受けていない人

■補助対象経費

補助対象設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）および付属機器（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付、配線、配管工事など）

■提出書類

- (1) 習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（第1号様式）2枚あり
- (2) 添付書類
 - ① 技術仕様（型番）が確認できる書類の写し（カタログ等）
 - ② 設置後の写真（カラーで鮮明なもの）写真見本参照
 - ③ 設置費の支払いを証する書類の写し（申請者宛の領収書など）

所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）の場合は、全額支払いの手続きが完了していることが確認できる契約書類の写し ④ 設置費の内訳が確認できる書類の写し（申請者宛の見積書など）

⑤ 未使用品であることが確認できる書類の写し（次のいずれか）

例 メーカーが発行する

- ・保証書（設置日（引渡日）、販売店名、型式名・製造番号、購入者（申請者）氏名・住所（補助対象設備設置場所）の記載のあるもの）
- ・出荷済証明書（納品書）
- ・出荷検査成績書（検査日の記載のあるもの）

（3）該当者のみ提出する書類

① 納税証明書（非課税証明書）の原本

令和5年1月2日以降に市外から本市へ転入した人は、令和5年1月1日現在で住民登録のある市区町村にて、令和5年度納税証明書（非課税証明書）

② 習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金手続代行者届（第2号様式）
業者などに手続きを代行させる場合に提出してください。

③ その他市長が必要と認める書類

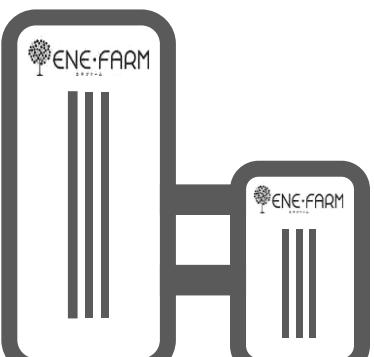
写真見本

（1）燃料電池ユニットおよび貯湯ユニット設置後の写真（全景）

（2）燃料電池ユニットの銘板の写真

（3）貯湯ユニットの銘板の写真

（1）



（2）

燃料電池発電ユニット

種類 形式	固体高分子形、常圧式 ●△1-x-x-■○
原燃料の種類	都市ガス 13A
原燃料供給圧力	1. 0~2. 5kPa
原燃料消費量	2. 0kW-LHV
定格出力	0. 7kW
定格電圧	AC100V/200V
相数	単相三線
周波数	50/60Hz
設置条件	屋外式、-10~43°C
質量	94kg
製造番号	△■1-x-△0123
製造年月	2016 3月
製造業者	■■システム(株)

（3）

■■システム株式会社

■○x-203-△
排熱利用給湯暖房ユニット
■○x-203-△
定格電圧 AC100V
定格周波数 50/60Hz
定格消費電力 239/239W
凍結予防ヒーター 125/125W
貯湯量 200L

ガスバーナー付ふろがま
型式 ■○x-203-△

屋外式

都市ガス用

最大 給湯 ふろ
13A 44.1kW 44.1kW 16.1kW
12A 41.0kW 41.0kW 15.0kW

定格電圧 AC100V

定格周波数 50/60Hz

定格消費電力 147/147W

2016.03-6001900

株式会社○x△

10-2 定置用リチウムイオン蓄電システム

■要件

リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電気的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が令和3年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。

■設置する住宅の要件

- (1) 太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された住宅において電気が消費されるものをいう。）が設置されていること（新設か既設かは問わない。）。
- (2) 次のいずれかに該当していること。
 - ① 自らが所有し居住する、市内に所在する住宅
 - ② 第三者が所有し自らが居住する、市内に所在する住宅
 - ③ 自らの居住用に、市内に新築する住宅
 - ④ 自らの居住用に取得する市内に所在する住宅で、住宅を販売する事業者などにより設備があらかじめ設置されたもの

■補助対象者 申請日において、次のすべてに該当する人

- (1) 補助対象設備設置住宅に居住し、かつ、住民基本台帳法に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている人
- (2) 市町村民税（特別区民税を含む。）を滞納していない人
- (3) 補助対象設備の設置費を負担し、設備を所有する者（所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合を含む。）
- (4) 補助対象設備設置住宅を第三者が所有している場合は、すべての所有者から補助事業の実施について同意を得ている人
- (5) 補助対象設備を設置する住宅において、定置用リチウムイオン蓄電システムに対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する人が過去に習志野市から補助を受けていない人

■補助対象経費

補助対象設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）

■提出書類

(1) 習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（第1号様式）2枚あり
※一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）の最新の登録内容を記入してください。

(2) 添付書類

① 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）

② 設置後の写真（カラーで鮮明なもの） 写真見本参照

③ 太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類の写し

例 太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真

*既設 電気事業者が発行する定置用リチウムイオン蓄電システムの設置日以前の『売電明細』の写し

*同時

- ・『接続契約のご案内（紙文書）』
- ・『保証書（モジュールとパワーコンディショナー両方）』
- ・特定契約締結に係る書類の写し

④ 設置費の支払いを証する書類の写し（申請者宛の領収書など）

所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）の場合は、全額支払いの手続きが完了していることが確認できる契約書類の写し⑤ 設置費の内訳が確認できる書類の写し（申請者宛の見積書など）

⑥ 未使用品であることが確認できる書類の写し（次のいずれか）

例 メーカーが発行する

- ・保証書（設置日（引渡日）、販売店名、型式名・製造番号、購入者（申請者）氏名・住所（補助対象設備設置場所）の記載のあるもの）
- ・出荷証明書（納品書）
- ・出荷検査成績書（検査日の記載のあるもの）

(3) 該当者のみ提出する書類

① 納税証明書（非課税証明書）の原本

令和5年1月2日以降に市外から本市へ転入した人は、令和5年1月1日現在で住民登録のある市区町村にて、**令和5年度納税証明書（非課税証明書）**

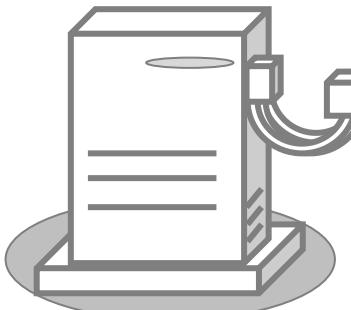
② 習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金手続代行者届（第2号様式）業者などに手続きを代行させる場合に提出してください。

③ その他市長が必要と認める書類

写真見本

定置用リチウムイオン蓄電システム設置後の写真

(1)

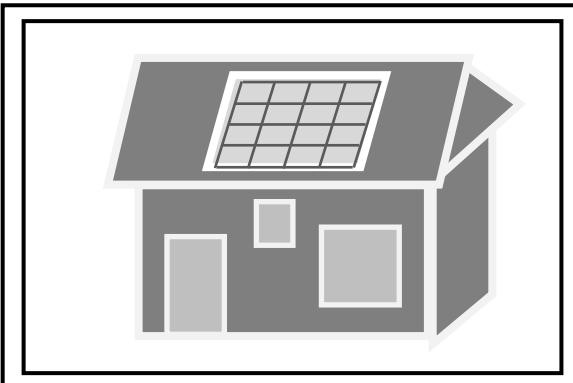


(2)

●●メーカー 品番 xxxxxx
リチウムイオン蓄電ユニット

形名: ●●-xxxx
公称容量(定格容量): 6.5kWh(6.3kWh)
定格電圧: DC 102.76
動作温度: -10°C ~ +45°C
製造年月: 2022年m月
製造番号: xxxxxx
販売元: ●●株式会社

太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真



※1枚で撮影するのが難しい場合は、2枚以上に分けて撮影可

※前ページに例示している他の「太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類」を提出する場合は、写真の提出不要

10-3 窓の断熱改修

■要件

既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修するにあたり、令和3年度以降に国が実施する補助事業において、補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。加えて、1居室単位（居住、作業、娯楽などの目的のために継続的に使用する壁、ドア、障子、襖などで仕切られている空間をいう。）で外気に接する全ての窓の断熱化をすること。

※カーテンやロールスクリーンなどの、空気が通り抜ける簡易的な仕切りは不可。

補助対象	リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋など
対象外	キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージなど

例 リビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、1居室と判断し、リビングの窓だけではなく、それらも含め断熱改修が必要です。

■設置する住宅の要件

- (1) 既存住宅であること。
- (2) 次のいずれかに該当していること。
 - ① 自らが所有し居住する、市内に所在する住宅
 - ② 第三者が所有し自らが居住する、市内に所在する住宅

■補助対象者 申請日において、次のすべてに該当する人

- (1) 補助対象設備設置住宅に居住し、かつ、住民基本台帳法に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている人
- (2) 市町村民税（特別区民税を含む。）を滞納していない人
- (3) 補助対象設備設置住宅に補助事業を実施し、自らが所有する補助対象設備の設置費を負担した人
- (4) 補助対象設備設置住宅を第三者が所有している場合は、すべての所有者から補助事業の実施について同意を得ている人
- (5) 補助対象設備を設置する住宅において、窓の断熱改修に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する人が過去に習志野市から補助を受けていない人

■補助対象経費

補助対象設備本体（窓、ガラス）および工事費（窓、ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリングなどの費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費など）

※網戸、雨戸などの窓付属部材費は補助対象経費に含まない。

■提出書類

- (1) 習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（第1号様式）2枚あり
※一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）の最新の登録内容を記入してください。

(2) 添付書類

- ① 技術仕様（型番）が確認できる書類の写し（カタログ、性能証明書など）
- ② 設置前の写真（カラーで鮮明なもの）**写真の撮影方法**参照
※用意できない場合は、ご相談ください。
- ③ 設置後の写真（カラーで鮮明なもの）**写真の撮影方法**参照
- ④ 設置費の支払いを証する書類の写し（申請者宛の領収書など）
- ⑤ 設置費の内訳が確認できる書類の写し（申請者宛の見積書など）
- ⑥ 未使用品であることが確認できる書類の写し（次のいずれか）

例 メーカーが発行する

- ・保証書（設置日（引渡日）、販売店名、型式名・製造番号、購入者（申請者）
氏名・住所（補助対象設備設置場所）の記載のあるもの）
- ・出荷済証明書（納品書）
- ・出荷検査成績書（検査日の記載のあるもの）

- ⑦ 平面図、立面図 **平面図、立面図の提出方法**参照

(3) 該当者のみ提出する書類

- ① 納税証明書（非課税証明書）の原本
令和5年1月2日以降に市外から本市へ転入した人は、令和5年1月1日現在で
住民登録のある市区町村にて、令和5年度納税証明書（非課税証明書）
- ② 習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金手続き代行者届（第2号様式）
業者などに手続きを代行させる場合に提出してください。
- ③ その他市長が必要と認める書類

写真の撮影方法

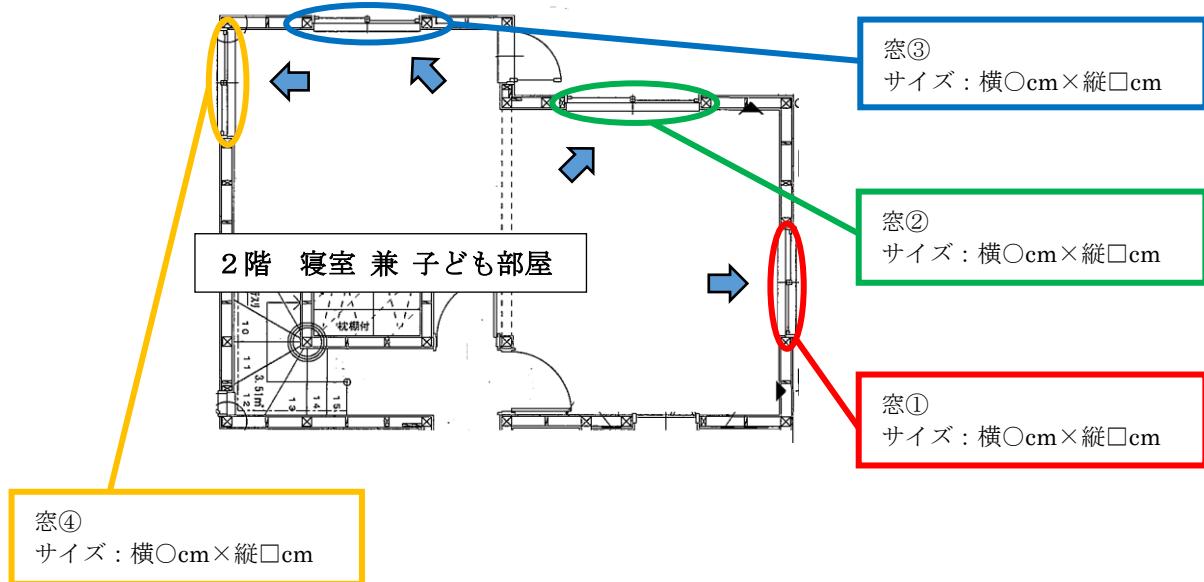
- (1) 必ず設置前と設置後（できる限り同じ角度で）の写真を撮影してください。
- (2) 設置後の写真は、設置が完了したことが分かるように撮影をしてください。
ガラス交換などで設置前と設置後の変化が分かりにくい場合は、以下のように対応して下さい。
 - 例** ・作業中の写真の撮影をする。
・新しいガラスであることを証明するシールを残したまま撮影する。
- (3) 設置したすべての窓を撮影してください。
- (4) 撮影する際は、カーテン、障子、雨戸は外し、障害となりうるもの（机、棚、観葉植物など）は除いて、窓全体が写るように撮影してください。

平面図・立面図の提出方法

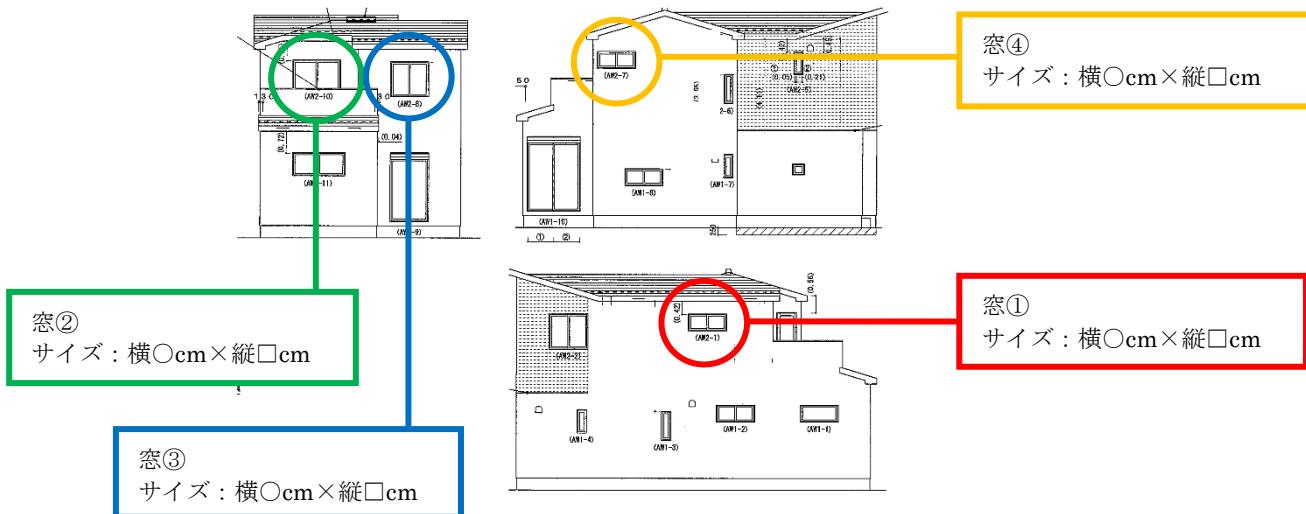
- (1) 改修した窓の場所が分かるようにマーカー等をしてください。
- (2) 『設置費の内訳が確認できる書類の写し』に記載されている窓が、どの窓に当たるのかが分かるようにマーカー等をしてください。
- (3) 設置前および設置後の写真の撮影時の角度を矢印  で表示してください。

例 見 積 書	
窓①	部材購入費
	取り付け費
	解体撤去費
窓②	部材購入費
	取り付け費
	解体撤去費
窓③	部材購入費
	取り付け費
	解体撤去費
窓④	部材購入費
	取り付け費
	解体撤去費

<平面図の例>



<立面図の例>



10-4 太陽熱利用システム

■要件

集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯または空調などに利用するシステムで、動力を使用して熱媒などを循環させるもののうち、一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品（BL部品）として認定を受けたものであること。ただし、集熱方式が自然循環型に分類されるものを除く。

■設置する住宅の要件

次のいずれかに該当していること。

- ① 自らが所有し、居住する市内に所在する住宅
- ② 第三者が所有し、自らが居住する市内に所在する住宅
- ③ 自らの居住用に、市内に新築する住宅
- ④ 自らの居住用に取得する市内に所在する住宅で、住宅を販売する事業者などにより設備があらかじめ設置されたもの

■補助対象者 申請日において、次のすべてに該当する人

- (1) 補助対象設備設置住宅に居住し、かつ、住民基本台帳法に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている人
- (2) 市町村民税（特別区民税を含む。）を滞納していない人
- (3) 補助対象設備の設置費を負担し、設備を所有する者（所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合を含む。）
- (4) 補助対象設備設置住宅を第三者が所有している場合は、すべての所有者から補助事業の実施について同意を得ている人
- (5) 補助対象設備を設置する住宅において、太陽熱利用システムに対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する人が過去に習志野市から補助を受けていない人

■補助対象経費

補助対象設備本体（集熱器、蓄熱槽など）、架台、その他の付属機器（集熱配管、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事など）

■提出書類

- (1) 習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（第1号様式）2枚あり
- (2) 添付書類
 - ① 技術仕様（型番）が確認できる書類の写し（カタログ等）
 - ② 設置後の写真（カラーで鮮明なもの）[写真見本参照](#)
 - ③ 設置費の支払いを証する書類の写し（申請者宛の領収書など）
所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）の場合は、全額支払いの手続きが完了していることが確認できる契約書類の写し

④ 設置費の内訳が確認できる書類の写し（申請者宛の見積書など）

⑤ 未使用品であることが確認できる書類の写し（次のいずれか）

例 メーカーが発行する

- ・保証書（設置日（引渡日）、販売店名、型式名・製造番号、購入者（申請者）氏名・住所（補助対象設備設置場所）の記載のあるもの）
- ・出荷済証明書（納品書）
- ・出荷検査成績書（検査日の記載のあるもの）

(3) 該当者のみ提出する書類

① 納税証明書（非課税証明書）の原本

令和5年1月2日以降に市外から本市へ転入した人は、令和5年1月1日現在で住民登録のある市区町村にて、令和5年度納税証明書（非課税証明書）

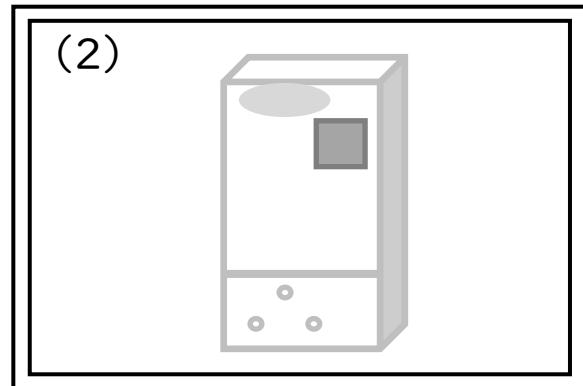
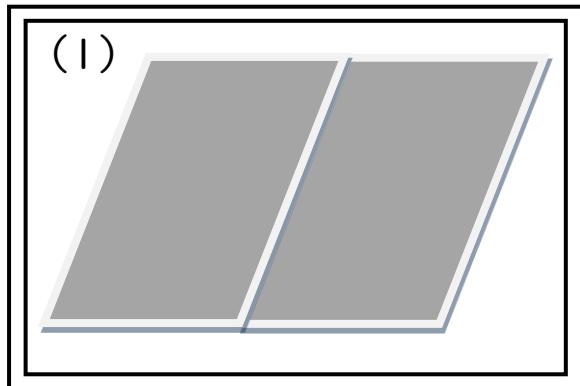
② 習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金手続代行者届（第2号様式）
業者などに手続きを代行させる場合に提出してください。

③ その他市長が必要と認める書類

写真見本

(1) 太陽熱集熱器設置後の写真

(2) 温水タンク設置後の写真



10-5 電気自動車

■要件

電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、次の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。

- (1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。
- (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。
- (3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。
- (4) 国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人性世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。

■電気自動車を導入する人が居住する住宅の要件

次のいずれにも該当していること。

- ① 申請日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を当該補助対象設備に給電できること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。
- ② 自らが居住する、市内に所在する住宅
- ③ 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備（電気自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備）を併設する場合の補助を受けようとする場合は、申請日までにV2H充放電設備を設置していること。なお、併設するV2H充放電設備は、新設か既設かを問わない。

■補助対象者 申請日において、次のすべてに該当する人

- (1) 補助対象電気自動車導入住宅に居住し、かつ、住民基本台帳法に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている人
- (2) 市町村民税（特別区民税を含む。）を滞納していない人
- (3) 補助対象電気自動車の導入費を負担し、設備を所有する者（所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合を含む。）
※リース契約の場合は補助対象外です。
- (4) 補助対象電気自動車を導入する住宅において、電気自動車に対し、申請者が過去に習志野市から補助を受けていない人

■補助対象経費

補助対象電気自動車本体の購入費

■提出書類

- (1) 習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（第1号様式）2枚あり
- (2) 添付書類
- ① 導入後の写真（カラーで鮮明なもの。保管場所において撮影したもの。）
 - ② 設置費の支払いを証する書類の写し（申請者宛の領収書など）
所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）の場合は、全額支払いの手続きが完了していることが確認できる契約書類の写し
 - ③ 設置費の内訳が確認できる書類の写し（申請者宛の見積書など）
 - ④ 申請日までに住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類の写し
 - 例 売電明細（売電額はゼロでも可）の写し、接続契約の御案内の写し、保証書の写し、特定契約締結に係る書類の写し、太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真
 - ⑤ 発電した電気を当該補助対象設備に給電できることが確認できる書類の写し（給電設備の保証書、または給電設備の設置状況及び設置機器が確認できる写真）
 - ⑥ 自動車検査証の写し
 - ⑦ 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとする場合は、V2Hが設置されていることが確認できる書類の写し（保証書の写し又は設置状況及び設置機器が確認できる写真）
 - ⑧ ローン購入でクレジット契約等により自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書の写し又は申請者が保険契約者である自動車保険証の写し（任意保険に限る。自動車損害賠償責任保険は不可。）
- (3) 該当者のみ提出する書類
- ① 納税証明書（非課税証明書）の原本
令和5年1月2日以降に市外から本市へ転入した人は、令和5年1月1日現在で住民登録のある市区町村にて、令和5年度納税証明書（非課税証明書）
 - ② 習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金手続代行者届（第2号様式）
業者などに手続きを代行させる場合に提出してください。
 - ③ その他市長が必要と認める書類

10-6 プラグインハイブリッド自動車

■要件

電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」と記載されているもののうち、次の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。

- (1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。
- (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。
- (3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。
- (4) 国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。

■プラグインハイブリッド自動車を導入する人が居住する住宅の要件

次のいずれにも該当していること。

- ① 申請日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を当該補助対象設備に給電できること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。
- ② 自らが居住する、市内に所在する住宅
- ③ 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備（電気自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備）を併設する場合の補助を受けようとする場合は、申請日までにV2H充放電設備を設置していること。なお、併設するV2H充放電設備は、新設か既設かを問わない。

■補助対象者 申請日において、次のすべてに該当する人

- (1) 補助対象電気自動車導入住宅に居住し、かつ、住民基本台帳法に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている人
- (2) 市町村民税（特別区民税を含む。）を滞納していない人
- (3) 補助対象プラグインハイブリッド自動車の導入費を負担し、設備を所有する者（所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合を含む。）
※リース契約の場合は補助対象外です。
- (4) 補助対象プラグインハイブリッド自動車を導入する住宅において、プラグインハイブリッド自動車に対し、申請者が過去に習志野市から補助を受けていない人

■補助対象経費

補助対象プラグインハイブリッド自動車本体の購入費

■提出書類

- (1) 習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（第1号様式）2枚あり
- (2) 添付書類
- ① 導入後の写真（カラーで鮮明なもの。保管場所において撮影したもの。）
 - ② 設置費の支払いを証する書類の写し（申請者宛の領収書など）
所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）の場合は、全額支払いの手続きが完了していることが確認できる契約書類の写し
 - ③ 設置費の内訳が確認できる書類の写し（申請者宛の見積書など）
 - ④ 申請日までに住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類の写し
例 売電明細（売電額はゼロでも可）の写し、接続契約の御案内の写し、保証書の写し、特定契約締結に係る書類の写し、太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真
 - ⑤ 発電した電気を当該補助対象設備に給電できることが確認できる書類の写し（給電設備の保証書、または給電設備の設置状況及び設置機器が確認できる写真）
 - ⑥ 自動車検査証の写し
 - ⑦ 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとする場合は、V2Hが設置されていることが確認できる書類の写し（保証書の写し又は設置状況及び設置機器が確認できる写真）
 - ⑧ ローン購入でクレジット契約等により自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書の写し又は申請者が保険契約者である自動車保険証の写し（任意保険に限る。自動車損害賠償責任保険は不可。）
- (3) 該当者のみ提出する書類
- ① 納税証明書（非課税証明書）の原本
令和5年1月2日以降に市外から本市へ転入した人は、令和5年1月1日現在で住民登録のある市区町村にて、令和5年度納税証明書（非課税証明書）
 - ② 習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金手続代行者届（第2号様式）
業者などに手続きを代行させる場合に提出してください。
 - ③ その他市長が必要と認める書類

10-7 V2H充放電設備

■要件

電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人性世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。

■設置する住宅の要件

- (1) 申請日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）が導入されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。また、電気自動車等は、新規導入・導入済みを問わない。
- (2) 次のいずれかに該当していること。
 - ① 自らが所有し、居住する市内に所在する住宅
 - ② 第三者が所有し、自らが居住する市内に所在する住宅
 - ③ 自らの居住用に、市内に新築する住宅
 - ④ 自らの居住用に取得する市内に所在する住宅で、住宅を販売する事業者などにより設備があらかじめ設置されたもの

■補助対象者 申請日において、次のすべてに該当する人

- (1) 補助対象設備設置住宅に居住し、かつ、住民基本台帳法に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている人
- (2) 市町村民税（特別区民税を含む。）を滞納していない人
- (3) 補助対象設備設置住宅に補助事業を実施し、自らが所有する補助対象設備の設置費を負担した人
- (4) 補助対象設備設置住宅が、第三者が所有している場合は、すべての所有者から補助事業の実施について同意を得ている人
- (5) 補助対象設備を設置する住宅において、同種の設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する人が過去に習志野市から補助を受けていない人

■補助対象経費

補助対象設備本体の購入費（工事費は対象外）

■提出書類

- (1) 習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（第1号様式）2枚あり
 - (2) 添付書類
 - ① 技術仕様（型番）が確認できる書類の写し（カタログ等）
 - ② 設置後の写真（カラーで鮮明なもの）
 - ③ 設置費の支払いを証する書類の写し（申請者宛の領収書など）
- 所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）の場合は、全額支払いの手続

きが完了していることが確認できる契約書類の写し

④ 設置費の内訳が確認できる書類の写し（申請者宛の見積書など）

⑤ 未使用品であることが確認できる書類の写し（次のいずれか）

例 メーカーが発行する

・保証書（設置日（引渡日）、販売店名、型式名・製造番号、購入者（申請者）

氏名・住所（補助対象設備設置場所）の記載のあるもの）

・出荷済証明書（納品書）

・出荷検査成績書（検査日の記載のあるもの）

⑥ 申請日までに住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類の写し

売電明細（売電額はゼロでも可）の写し、接続契約の御案内の写し、保証書の写

し、特定契約締結に係る書類の写し、太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽
光パネルが設置されていることが確認できる写真のいずれか

⑦ 申請日までに電気自動車等が導入されていることが確認できる書類の写し

自動車検査証（自動車検査証が電子化されている場合は、自動車検査証及び自動車
検査証記録事項の写し）

（3）該当者のみ提出する書類

① 納税証明書（非課税証明書）の原本

令和5年1月2日以降に市外から本市へ転入した人は、令和5年1月1日現在で

住民登録のある市区町村にて、令和5年度納税証明書（非課税証明書）

② 習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金手続代行者届（第2号様式）

業者などに手続きを代行させる場合に提出してください。

③ その他市長が必要と認める書類

10-8 集合住宅用充電設備

■要件

集合住宅の管理者などが電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）に充電するために設置する以下の設備のうち、国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人性世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。

（1）急速充電設備

電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクター、ケーブルその他の装備一式を備えたもの。

（2）普通充電設備

漏電遮断機能及びコントロールパilot機能があり、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクター、ケーブルその他の装備一式を備えたもの。

（3）蓄電池付急速充電設備

主に電気自動車等を充電するために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が50kW以上の急速充電設備で充電コネクター、ケーブルその他装備一式を備えたもの。

（4）充電用コンセント

電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口のこと

（5）充電用コンセントスタンド

充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体きょうたい（ケース、箱）

■設置する住宅の要件

- (1) 既存の共同住宅又は長屋（以下「マンション等」という。）であり、設備はマンション等に属する駐車場（平置き、立体自走、機械式等）における充電設備として居住者が利用できるものであること。
- (2) 住民以外も充電設備を利用可能な場合、申請日までに、集合住宅用充電設備を導入するマンション等の敷地の外から、住民以外も充電設備を利用できることができることの記載がされた案内板（400mm×400mm以上）が確認できること。

■補助対象者 申請日において、次のすべてに該当する者

- (1) 設備を設置するマンション等の管理組合又は所有者であり、集合住宅用充電設備の設置にあたって、国が実施する補助金の交付決定通知を受けていること。
- (2) 同一の工事において、過去に習志野市から補助を受けていないこと。

■補助対象経費

急速充電設備、普通充電設備、蓄電池付急速充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド本体の購入費（工事費は対象外）

■提出書類

(1) 習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（第1号様式）2枚あり

(2) 添付書類

- ① 技術仕様（型番）が確認できる書類の写し（カタログ等）
- ② 設置後の写真（カラーで鮮明なもの）
- ③ 設置費の支払いを証する書類の写し（申請者宛の領収書など）
所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）の場合は、全額支払いの手続きが完了していることが確認できる契約書類の写し
- ④ 設置費の内訳が確認できる書類の写し（申請者宛の見積書など）
- ⑤ 未使用品であることが確認できる書類の写し（次のいずれか）

例 メーカーが発行する

- ・保証書（設置日（引渡日）、販売店名、型式名・製造番号、購入者（申請者）氏名・住所（補助対象設備設置場所）の記載のあるもの）
- ・出荷済証明書（納品書）
- ・出荷検査成績書（検査日の記載のあるもの）

⑥ 一般社団法人性世代自動車振興センターへ提出した以下の書類の写し

- ア 交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類
- イ 一般社団法人性世代自動車振興センターへ提出した実績報告書類一式
- ウ （一般社団法人性世代自動車振興センターへ変更の申請をしている場合のみ）

イの実績報告に係る申請の額の確定書類

エ（住民以外も充電設備を利用可能な場合のみ）

マンション等の敷地の外から撮影した、住民以外も充電設備を利用できることが記載された案内板と周囲の景観が確認できる写真

⑦ マンション等に係る以下の書類の写し

- ア マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類及び代表者の本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）

例 マンション管理組合の総会の議事録など

※マンション等の所有者である場合は除く

イ マンション等であることを証する書類

例 建築確認通知書

建築基準法第6条の規定による確認済証

賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類

(3) 法人のみ提出する書類

登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

(4) 該当者のみ提出する書類

- ① 習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金手続代行者届（第2号様式）
業者などに手続きを代行させる場合に提出してください。
- ② その他市長が必要と認める書類

提出書類一覧表(集合住宅用充電設備以外) ※リース契約は補助対象外

✓	提出書類(以下「電気自動車等」は電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車をさす。)
	(1) 習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書(第1号様式)
	(2) 第1号様式別紙(申請する補助対象設備のもの)
	(3) 技術仕様(型番)が確認できる書類の写し(カタログ等) ※電気自動車等は不要
	(4) 設置状況が確認できる写真(電気自動車等は保管場所で撮影したもの)
	(5) 設置費の支払いを証する書類の写し(申請者宛の領収書など)
	(6) 設置費の内訳が確認できる書類の写し(申請者宛の見積書など)
	(7) 電気自動車等以外の申請をする人 未使用品であることが確認できる書類の写し(保証書など)
	(8) 定置用リチウムイオン蓄電システムの申請をする人 太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類の写し(保証書など)
	(9) 窓の断熱改修の申請をする人 ① 設置前の写真(カラーで鮮明なもの) ② 平面図・立面図
	(10) 電気自動車等の申請をする人 ①太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類の写し(保証書など) ②発電した電気を給電できることが確認できる書類の写し(保証書など) ③自動車検査証の写し(電子化されている場合は、自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し) ④V2Hを併設する場合、V2Hが設置されていることが確認できる書類の写し(保証書など) ⑤ローン購入でクレジット契約等により自動車検査証の所有者と使用者の名義が異なる場合、保管場所標章番号通知書の写し又は申請者が保険契約者である、自動車保険証(任意保険に限る。自動車損害賠償責任保険は不可。)の写し
	(11) V2H充放電設備の申請をする人 ①太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類の写し(保証書など) ②電気自動車等が導入されていることが確認できる書類の写し(自動車検査証)
	(12) 該当する人のみ ① 市町村民税(特別区民税を含む。)納税証明書(非課税証明書)の原本 ※令和5年1月2日以降に転入した人 ② 習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金手続代行者届(第2号様式) ③ その他市長が必要と認める書類
	(13) 習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書(第3号様式)

提出前に再度ご確認ください。

- 申請書の日付は空欄になっていますか?
- 申請書の2枚目(第1号様式別紙)はありますか?申請する設備のものですか?
- 補助対象設備ごとに提出書類は異なりますが、そろっていますか?
- 提出書類に不備などはありませんか?あった場合は、受付できません。
- 修正液などや筆跡を消すことのできる筆記用具は使用していませんか?
- 請求書を申請時に提出する場合、日付は空欄になっていますか?



提出書類一覧表(集合住宅用充電設備を申請する人)

既存の共同住宅又は長屋（以下「マンション等」という。）が対象

✓	提出書類
	(1) 習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（第1号様式）
	(2) 第1号様式別紙（申請する補助対象設備のもの）
	(3) 技術仕様（型番）が確認できる書類の写し（カタログ等）
	(4) 設置費の支払いを証する書類の写し（申請者宛の領収書など）
	(5) 設置費の内訳が確認できる書類の写し（申請者宛の見積書など）
	(6) 未使用品であることが確認できる書類の写し（保証書など）
	(7) 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した書類の写し <input type="checkbox"/> 交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類 <input type="checkbox"/> 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した実績報告書類一式 <input type="checkbox"/> 実績報告に係る申請の額の確定書類の写し（※一般社団法人次世代自動車振興センターへ変更の申請をしている場合のみ） <input type="checkbox"/> マンション等の敷地の外から撮影した、住民以外も充電設備を利用できることの記載がされた案内板と周囲の景観が確認できる写真（※住民以外も充電設備を利用可能な場合）
	(8) マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し 総会の議事録など（※マンション等の所有者である場合は除く。）
	(9) マンション管理組合の現在の代表者の本人確認書類 免許証、健康保険証、住民票など（※マンション等の所有者である場合は除く。）
	(10) マンション等であることを証する書類 例 建築確認通知書 建築基準法第6条の規定による確認済証 賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類
	(11) 法人が申請する場合 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
	(12) 該当する人のみ <input type="checkbox"/> 習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金手続代行者届（第2号様式） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類
	(13) 習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（第3号様式）

提出前に再度ご確認ください。

- 申請書の日付は空欄になっていますか？
- 申請書の2枚目（第1号様式別紙）はありますか？申請する設備のものですか？
- 補助対象設備ごとに提出書類は異なりますが、そろっていますか？
- 提出書類に不備などはありませんか？あった場合は、受付できません。
- 修正液などや筆跡を消すことのできる筆記用具は使用していませんか？
- 請求書を申請時に提出する場合、日付は空欄になっていますか？



